

電子契約システム導入に関する 事業者向け説明会

令和6年9月3日（火）

新発田市 契約検査課

電子契約の対象となる契約

- ▶ 令和6年10月以降に公告される案件が対象です。
(建設工事、建設コンサルタント等業務、物品及び業務委託等)
- ▶ 当面は試行実施として契約検査課で取り扱う契約書を電子化します。

※事業者様が「紙での契約」又は「電子契約」を選択できます。

電子契約システムの利用に当たって

- ▶ 電子契約システムを利用して契約を締結する際には
「電子契約利用申出書」の提出が必要です。
- ▶ 落札候補者の入札参加資格審査書類と合わせて提出して下さい。
(電子メール又は持参)

※契約締結権限者は、各事業者の定めに従い設定してください。

※市ホームページへ様式等を掲載する予定です。

新発田市からのお願い

- ▶ 電子契約システムを利用することで、事業者様と新発田市の双方にメリットがあり、利便性が向上すると考えています。

積極的な活用をご検討ください！

【電子契約システム導入のメリット】

- ・ 事務作業の短縮と業務効率化（印刷・製本・押印省略）
- ・ 収入印紙不要、持参や郵送のコストを削減
- ・ データ保管により書類紛失等のリスク回避